平成２１年（フ）第７７号
栃木県那須塩原市美原町４番地143　シティーハイム東原101号、前住所栃木県大田原市元町１丁目７番44号　桜岡アパート２―Ｄ号
債務者　山先　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第３９号
石川県鹿島郡中能登町羽坂８部40番地
債務者　北原　三男
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第４７６号
岡山市北区津島福居２丁目６番５－２号
債務者　久保木尚美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５１５号
東京都多摩市落合６丁目13―10　ビューコート落合Ⅰ―102
債務者　上山　花子（旧姓池澤）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８１９号
東京都板橋区徳丸３丁目11―５―105
債務者　岩澤　達郎
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８４９号
東京都板橋区舟渡３丁目13―15―501
債務者　望月　翔馬
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８５３号
東京都日野市旭が丘２丁目11―14―303
債務者　内藤　昭浩
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９０１号
茨城県行方市玉造甲481―３　ウィルＣ
債務者　境　　浩謙
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９０２号
埼玉県入間市宮前町６―11
債務者　芹澤　　博
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９０４号
群馬県藤岡市上戸塚137―14
債務者　鈴木　由美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９０５号
静岡県伊東市吉田415―Ａ202
債務者　福島　絵里（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９２３号
東京都江戸川区東葛西１丁目26―３―106
債務者　家子美枝子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９５０号
静岡県浜松市中区中沢町52―７
債務者　森　　綾子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９７４号
東京都台東区橋場２丁目３―10―202
債務者　田所喜満治
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９８１号
神奈川県横浜市南区大橋町２丁目37―206
債務者　伏見　利雄
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部